

# 令和5年度鶴岡市消費喚起クーポン券連携事業補助金交付要綱

令和5年8月25日

告示第438号の2

## 1 目的及び交付

市長は、鶴岡市物価高騰対策消費喚起クーポン券事業（以下「クーポン券事業」という。）の実施に併せ、消費喚起の機運を高めるため、クーポン券事業に参加する者が複数連携して実施する誘客又は販売促進に対し、鶴岡市補助金等に関する規則（平成17年鶴岡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

## 2 補助対象者

補助の対象となるものは、クーポン券事業に参加する事業者が5者以上加入して構成される組織（クーポン券事業に参加しない事業者が加入するものを含む。）とする。ただし、商店街振興組合その他の既存の団体に属するもので構成される組織にあつては、当該団体の構成員の2分の1以上が加入するものに限る。

## 3 補助対象事業

補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、クーポン券事業の実施期間中に補助対象者が実施する誘客又は販売促進とする。

## 4 補助対象経費

補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する印刷製本費、広告宣伝費、消耗品費、報償費、設営費、借料、通信運搬費及び手数料（令和6年2月29日までに支出したものに限り）とする。

## 5 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の合計額（1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。）又は次の各号に掲げる補助対象者中のクーポン券事業に参加する事業者の数に応じ、当該各号に定める額のいずれか小さい額とする。

(1) 5事業者以上9事業者以下 20万円

(2) 10事業者以上 50万円

## 6 交付申請

交付申請書に添付すべき書類は、規則第3条に掲げるもののほか、令和5年度鶴岡市消費喚起クーポン券連携事業補助金構成員一覧表（様式第1号）とする。

#### 7 概算払

市長は、必要と認めるときは、補助金の交付決定額の8割を限度として概算払をすることができる。この場合において概算払を受けようとする者は、令和5年度鶴岡市消費喚起クーポン券連携事業補助金概算払請求書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

#### 8 軽微な変更

規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助対象経費の合計額の2割以内の増減とする。

#### 9 実績報告書

規則第13条第1項に規定する補助事業等実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了後30日を経過する日又は令和6年3月15日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、同項に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (2) 補助対象事業において作成した広告物、開催の状況が分かる写真等

#### 10 帳簿等の保管

規則第18条に規定する帳簿及び証拠書類の保管期間は、令和10年度の末日までとする。

#### 11 その他

この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この告示は、令和5年8月25日から施行する。